別紙３－２

（産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。）

産婦人科医療機関の長 様

姫路市保健所健康課

姫路市産婦健康診査の実施のお願い
（医療機関のご担当者様へ）

平素より、姫路市の母子保健事業にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、市民が産後（流産・死産を含む）２週間、１か月頃に受診する産婦健康診査費用の一部助成を行っており、契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが本人が持参する産婦健康診査助成券等について、下記のとおりお取扱いくださいますようお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

記

１．産婦が姫路市民であることをご確認のうえ、「産婦健康診査費助成券」の提示を受けてください。

２．産婦健康診査は、基本的な健診（診察、体重・血圧測定、尿検査）とこころの健康チェック（こころの健康チェックは必須です）を実施してください。

・「こころの健康チェック」の実施がない場合、姫路市産婦健康診査費助成制度の対象となりませんので、可能な限りご対応ください。

（こころの健康チェック票は産婦健康診査費助成券の裏面にあります）

３．産婦健康診査の結果は、「産婦健康診査費助成券」に記載し、医療機関の押印またはサインをお願いします。
なお、受診後、助成券は受診した産婦にお渡しください。

・産婦健康診査の結果が「産婦健康診査費助成券」に記載がない場合等は、受診の状況をお電話で確認させていただく場合があります。

※　受診した産婦が姫路市に償還払いの申請をする際に、産婦健康診査の結果が記入されている「産婦健康診査費助成券」、「産婦健康診査費用の領収書原本」が必要です。

４．産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合、姫路市保健所健康課へ電話連絡をしてください。

【問合せ先】
〒670-8530　姫路市坂田町３番地
姫路市保健所　健康課　母子保健担当
ＴＥＬ：079-289-1641　ＦＡＸ：079-289-0210